

議 長 日程第9「議案第48号土地の無償貸付について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第48号土地の無償貸付について。次の町有地を松田さくら保育園の敷地として、社会福祉法人西さがみ福祉会に無償貸付することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めます。

1、土地所有地、種別、数量。所在、松田町松田庶子字谷津。地番、162番地と、地目、登記簿の順で言います。地番162番地の1、地目が学校用地、登記簿面積が1,132平米。164番3、学校用地、105平米。166番2、宅地、435.02平米。173番2、宅地、10.21平米。合計1,682.23平米でございます。

2、貸付の方法、使用貸借契約。

3、貸付価格、無償。

4、貸付期間、令和5年4月1日から令和15年3月31日まで。

5、貸付の相手方、神奈川県小田原市東町1丁目30番30号、社会福祉法人西さがみ福祉会、理事長 都築融光。

6、無償貸付の条件、児童福祉法第35条、1ページめくっていただいて、第4項の規定により認可された保育所を令和15年3月31日までの10年間運営することを条件とする。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、令和5年3月31日をもって社会福祉法人西さがみ福祉会との土地使用貸借契約の期限を迎えることから、引き続き当法人における保育所の安定的な運営ができるよう、土地を無償貸付したいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、土地の無償貸付について御説明をさせていただきます。松田さくら保育園用地は、平成25年1月よりですね、同法人に貸付をしておりますが、地方自治法96条第1項第6号において、条例で定める場合を除くほか、財産を適正な対価なくこれを譲渡し、もしくは貸し付けることは議会の議決を得られなければならない事項と規定されておりますので、今回議会の議決を求めるも

のでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、参考資料1を御覧ください。土地使用貸借仮契約書でございます。御説明をさせていただきます。貸し主、松田町長と借り主、社会福祉法人西さがみ福社会理事長は、次の条項により土地の使用貸借契約を締結する。

第1条、貸付物件。甲はその所有する次の土地を乙に無償で貸し付けるものとする。所在地は、松田町松田庶子字谷津。地番、162番1ほか3筆。登記簿地積は合計で1,682.23平米です。

第2条、貸付期間は使用貸借の期間は令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間とする。

第3条、用途指定は、乙は貸付物件を児童福祉法第35条第4項に規定する認可された保育所及び甲の承認を得た保育所に類する用途に供し、自ら運営しなければならない。

第4条及び第5条は、記載のとおりでございます。

第6条、権利の譲渡等の禁止。乙はこの契約により生じる権利を譲渡または転貸をしてはならない。第2項、乙は、貸付物件に債務の担保等、甲の所有権を侵害する権利を設定してはならない。

第7条は記載のとおりでございます。

第8条、管理義務等は、乙は貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように注意しなければならない。第2項、前項の費用は乙の負担とする。

次ページをお願いいたします。第9条、実地調査等。甲において必要があるときは、乙の貸付物件の使用状況や保育所運営状況に関して実地調査し、または資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は正当な理由なく調査等を拒むことができない。

第10条、契約の解除は、甲は乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。第2項以下については、記載のとおりでございます。

第11条、有益費等の請求権の放棄。乙は、この契約を解除された場合は、貸付物件に投じた有益費、必要費またはその他の費用があっても、これを甲に請求することはできない。

第12条、土地の返還。乙は貸付期間が満了したとき及び甲が第11条の規定によりこの契約を解除したときは、甲乙協議して甲の指定する期日までに貸付物件を返還しなければならない。

第13条、損害賠償等。乙はこの契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第14条、契約の更新。乙は貸付期間満了後も引き続いて指定用途に供するため、契約の更新をしようとするときは、貸付期間満了日3か月前までに書面をもって甲に申し出ることができます。第2項、甲は前項の申出を受けたときは、乙と貸付条件等を協議して、甲は必要な手続を経て契約の更新とする。

第15条、契約の費用から第18条までは、記載のとおりでございます。

次ページをお願いします。第19条、本契約の成立でございます。本契約の成立としまして、この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、松田町議会の議決を得たときに本契約となるものとする。なお、松田町議会の議決を得て本契約となった場合は、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年11月24日、甲 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地、松田町長 本山博幸。乙 神奈川県小田原市東町1丁目30番30号、社会福祉法人西さがみ福社会 理事長 都築融光。

なお、参考資料には土地の無償貸付地の公図写しとなります。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第48号土地の無償貸付についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。